

事 務 連 絡
令和3年2月15日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について（情報提供）

総務省から別添のとおり通知を行っておりますので、情報提供させていただきます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、永峯、若杉

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

総行公第17号
令和3年2月12日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行（令和3年2月13日）等を踏まえ、人事院から各府省に対し、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正についてが通知されましたので、送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本通知を参考にしていただき、下記の事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する当該休暇の取扱いについて、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和2年3月1日職職-104）」の主な改正事項は以下のとおりであること。
 - ① 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症として指定する等の政令（令和2年政令28号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴う改正（第1項及び第3項関係）

- ② 検疫法（昭和26年法律第201号）の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染したおそれのある者に対して、宿泊施設や自宅等から外出しないこと等の協力を要請する規定が措置されたことに伴う改正（第2項関係）
 - ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染したおそれのある者に対して、宿泊施設や自宅等から外出しないこと等の協力を要請する規定が措置されたことに伴う改正（第3項関係）
- 2 国家公務員と同様に、常勤・非常勤を問わず「有給」の特別休暇とするとともに、休暇の取得についても格段の御配慮をいただきたいこと。
- 3 今般の取扱いについては、庁内イントラネットへの掲示、職員あての通知やメールによるお知らせ、状況に応じた庁内会議での周知などの適切な方法により、職員に広く周知いただきたいこと。

連絡先 総務省自治行政局公務員部 公務員課公務員第四係 電 話 03-5253-5544（直通）
--

職 職 — 2 1
令和 3 年 2 月 1 2 日

人事院事務総局職員福祉局長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和 2 年 3 月 1 日職職—104）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 3 年 2 月 1 3 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 <u>検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合</u>	1 <u>検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を</u> <u>検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条によって準用される検疫法第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合</u>

2 検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

3 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

4・5 (略)

(新設)

2 感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

3・4 (略)

以 上